

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成三十年八月十日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

#### 一 届出事項の概要

##### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ザグザグ高崎店

所在地 玉野市東高崎字船津二五番地一四九ほか

##### 2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 両備ホールディングス株式会社

住所 岡山市東区西大寺上一丁目一番五〇号

代表者の氏名 代表取締役 小嶋 光信

##### 3 変更事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

###### (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

(変更前) 午後十時

(変更後) 午後十二時

###### (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前八時三十分から午後十時三十分まで

(変更後) 午前八時三十分から午前零時三十分まで

###### (3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前)

ア 荷さばき施設一 午前六時から午後十時

イ 荷さばき施設二 午前六時から午後十時

(変更後)

ア 荷さばき施設一 午前零時から午後十二時（二十四時間）

イ 荷さばき施設二 午前六時から午後十時

4 変更年月日

平成三十年九月二十一日

5 変更事項以外の事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社ザグザグ

住所 岡山市中区清水三六九番地二

代表者の氏名 代表取締役 森 信

(2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

三千二十平方メートル

(3) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数 百三十七台

イ 駐輪場の収容台数 四台

ウ 荷さばき施設の面積 八十五・七平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の容量 十七・三九立方メートル

(4) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻 午前九時

イ 駐車場の自動車の出入口の数 三箇所

二 届出年月日

平成三十年八月一日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成三十年八月十日から平成三十年十二月十日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び玉野市産業振興部商工観光課